



ぶなの森 ニュース 2020年6月号



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



SOMPOアセットマネジメント

安心・安全・健康のテーマパーク

当資料は、SOMPOアセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOTレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★TCFD シナリオ分析実践ガイドver2.0の発行（環境省より）

環境省は、金融安定理事会（FSB）が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同しています。TCFDが求める気候関連リスクのシナリオ分析を、企業が円滑に実践できるようにするため、「TCFDを活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド～」を改訂し、Ver2.0として3月に発行しました。Ver2.0では、①シナリオ分析を進めるうえでのポイントをステップごとに解説、②2019年度の環境省支援企業12社の事例、③参考となる外部データとツール集が追加掲載されています。

出典：環境省、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、
<http://www.env.go.jp/policy/tcfd.html>（アクセス日：2020年5月12日）

★日本の牛乳を救う「プラスワンプロジェクト」（農林水産省より）

新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言の対象地域が拡大することによって、学校給食や外食産業における牛乳や乳製品の消費の減少が懸念されています。農林水産省は、酪農家を支えるため、牛乳やヨーグルトを普段より1本多く消費することを推進する「プラスワンプロジェクト」を2020年4月21日より開始しました。影響を受ける酪農家、乳業者に対する支援を実施している他、生乳の廃棄という食品ロスを生じる事態や乳牛を減らさないために、消費者に対して、牛乳の消費を普段より1本増やすことを呼び掛けています。また、事業者と連携して、牛乳・乳製品を使った様々なレシピを公開しています。

出典：農林水産省、牛乳・乳製品に関する新型コロナウイルス感染症関連情報、
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/dairyinfo_corona.html（アクセス日：2020年5月12日）

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意ください。



使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

環境省は、2020年3月に「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を策定しました。本ガイドラインにおいて、使用済紙おむつ再生利用等の検討の流れ、取組事例、関連技術、関連規制等を整理して示しています。

ガイドライン策定の背景

高齢化に伴い、日本における大人用紙おむつの消費量は、年々増加しています。使用済紙おむつの発生量は、2015年度に191～210万トンでしたが、2030年度には約245～261万トンとなり、一般廃棄物排出量に占める割合は6.6～7.1%に増加すると推計されています。地域によっては、より高い比率となる可能性もあるため、今後、課題になる廃棄物といえます。

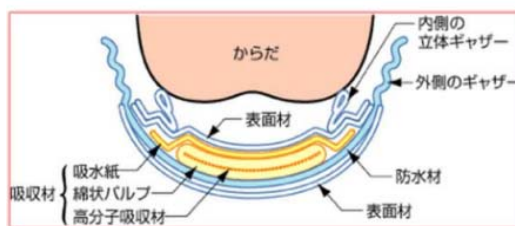
近年、分別収集した使用済紙おむつにおいて、殺菌等の衛生的処理をした上で、再生利用や燃料化が取り組まれるようになってきています。今後、廃棄物焼却処理の最適化、地域資源の循環利用等の観点から、使用済紙おむつの再生利用等が期待されています。

使用済紙おむつの再生利用の可能性

紙おむつは、素材としては上質パルプ、樹脂、高分子吸収材から構成されています。現在は、主に焼却処理されていますが、再生利用等によりパルプ等の有効利用や、乾燥させて燃料としての活用が可能です。

使用済紙おむつの再利用方式の一例として、分離剤で溶解し、分離・洗浄・殺菌・脱水を行うことにより、パルプ、プラスチックを回収する方法があります。水溶化に用いる水においても、使用後に浄化し、循環水として工程内で再利用される他、再生パルプは建築資材、プラスチックと高吸水性樹脂（SAP）は固形燃料（RPF）、汚泥は土壌改良剤として再生利用等が可能となります。

＜紙おむつの組成（パンツ型の例）＞



素材	構成比率の例
上質パルプ	52%
樹脂	28%
高分子吸収材	20%

ガイドラインの目的と今後の対応

本ガイドラインは、現在あるいは今後、使用済紙おむつの再生利用等の実施に向けた検討を進めていく市区町村等において、再生利用等の導入検討に向けた参考となることを目的としています。

また、市区町村の担当者の他にも、紙おむつ製造業者、使用済紙おむつ排出事業者等の使用済紙おむつの再生利用に関わる事業者においても、必要に応じて本ガイドラインが参照されることを想定しています。

環境省では、今後、再生利用等事業者と市区町村のマッチングを行うための説明会を行う他、具体的な検討を行う市区町村等への支援を行うことを予定しています。

出典：環境省, “使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドラインについて”, <http://www.env.go.jp/press/107897.html>
別添1 使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン（概要版）, http://www.env.go.jp/recycle/omutu_gaido_gaiyo.pdf
（アクセス日：2020年5月19日）

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



ESG地域金融に関するアンケート調査の実施

2019年度ESG地域金融に関するアンケート調査

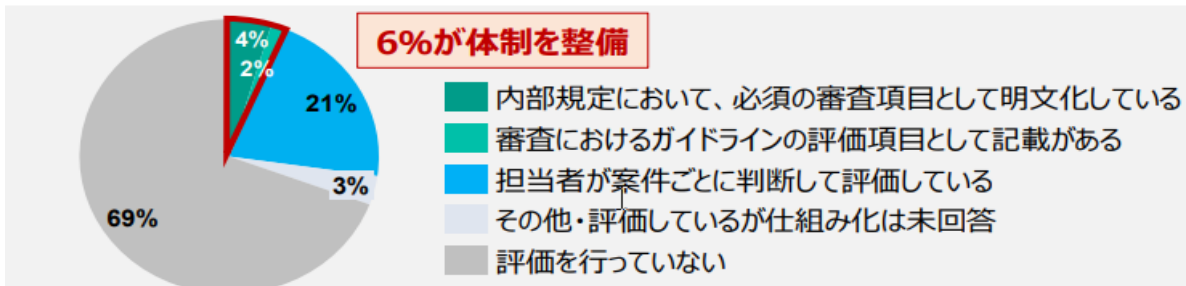
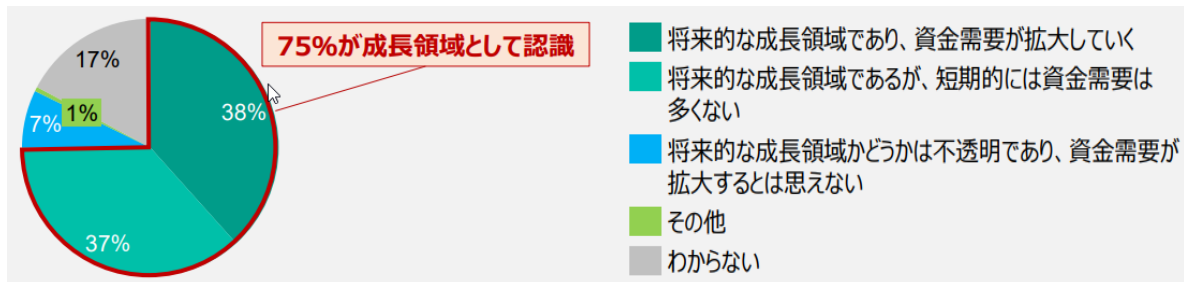
パリ協定での合意事項や国連持続可能な開発原則（SDGs）の実現のためには、極めて巨額の資金供給が必要とされ、すべてを公的資金で賄うことは現実的ではなく、民間資金の動員が求められています。日本では、間接金融による資金調達の割合が大きく、特に地域の金融機関には、その地域における環境課題と経済・社会的課題の同時解決に向けた取り組みが期待されています。そこで環境省は、ESG金融のさらなる拡大に向けて、間接金融の主体である都市銀行、地方銀行、信用金庫等の金融機関を対象に、ESG金融の取組状況に関する調査を初めて実施しました。

<調査対象・期間>

調査対象： 都市銀行・大手信託銀行、政府系金融機関、
地方銀行、第二地方銀行、信用金庫（送付数372、回答数192）
調査期間： 2019年9月4日～9月27日（アンケート）
2019年11月～12月（ヒアリング）

<調査結果（各論抜粋）>

- ESG/SDGsに関しては、75%が成長領域と認識している。
- 一方、ESG要素を考慮した評価に関しては、社内の仕組み化の必要性を感じているが、具体的に評価体制を整備しているのは6%にとどまる。



出典：環境省、ESG地域金融に関する取組状況について、<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113730.pdf>
（アクセス日：2020年5月15日）

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意ください。



気になるECOワード

(出所：各種資料をもとに SOMPOリスクマネジメント作成)

グリーンスローモビリティ

グリーンスローモビリティは「電動」かつ「時速20km未満」で公道を走ることが可能な4人乗り以上のパブリックモビリティを指します。国土交通省では、高齢化が進む地域で高齢者の足となりうる交通の確保や、観光客の利便性の高い周遊手段としての新たな観光モビリティ等、地域が抱える様々な交通課題の解決と低炭素型モビリティの普及を同時に進めることを可能とする「グリーンスローモビリティ」を推進しています。例えば、島根県松江市では、狭路のため路線バスが入れなかった団地内の移動モビリティとして、京都府和束町では乗用車が入れなかった茶畑内の観光モビリティとして、大分県姫島村では細い道が多い島の中を自由に移動するモビリティとして、グリーンスローモビリティが活用されています。

ポジティブ・インパクト・ファイナンス

国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）は2017年1月、世界の主要金融機関19社とともに、SDGsの達成に向け、金融機関が積極的な投融資を行うための原則「ポジティブ・インパクト・ファイナンス原則（PIIF）」を制定しました。この原則は、「定義」「フレームワーク」「透明性」「アセスメント」の4つの原則で構成されており、SDGsに貢献する投融資に関する共通言語を定めるため、金融機関、投資家、認証機関に向けて策定されました。ポジティブ・インパクト・ファイナンスは、企業活動の環境・社会・経済にもたらすインパクト（ポジティブな影響とネガティブな影響）を包括的に分析・評価して実施する投融資で、企業はSDGs達成への貢献度合いを評価指標を活用して、具体的に開示することが求められます。同原則に基づいたファイナンスの世界第1号は、日本の金融機関であり、2019年3月に融資先企業との契約が締結されました。

グリーンリカバリー・アライアンス（GRA）

4月14日、欧州議会は、新型コロナウイルス感染後の欧州経済の回復を官民連携で推進する非公式の「グリーンリカバリー・アライアンス（GRA）」を立ち上げました。提唱者は欧州議会の環境・健康委員会議長を務めるフランス選出のPascal Canfin氏で、コロナ後の欧州経済の回復策を、気候変動対策や環境・社会面を重視したものにすることを掲げています。立ち上げには、ユニリーバ、イケア、H&M、ダノン等の著名企業も賛同しました。5月には新たに50以上の金融機関がGRA支持を表明し、迅速に景気刺激につながり、かつグリーン経済への道筋につながる分野（建物の省エネ促進、電気自動車、再生可能エネルギー等）への集中的な金融支援を行うことを表明しています。

ぶなの森ニュース 2020年6月号

SOMPOアセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 0120-69-5432（クライアントサービス第二部）

ホームページアドレス：<https://www.sompo-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

＜お客さまにご負担いただく手数料等について＞

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ 購入時手数料

購入価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。

※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に0.3%を乗じた額です。

■ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.65%（税抜1.50%）を乗じた額です。

運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

- ・ 監査費用
- ・ 売買委託手数料
- ・ 外国における資産の保管等に要する費用
- ・ 信託財産に関する租税 等

※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

◆ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



SOMPOアセットマネジメント

安心・安全・健康のテーマパーク

SOMPOアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号

加入協会/一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料はSOMPOアセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。